

安芸広域市町村圏事務組合管理者等の報酬 及び旅費に関する条例

(平成 20 年 9 月 1 日 条例第 6 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬、旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 管理者等の報酬額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給及び計算方法)

第 3 条 報酬は年額とし、管理者等が年度途中においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときの報酬は、月割とする。

2 前項の月割の方法は、その職に就いた日の属する月から、その職を離れた日の属する月までとする。ただし、同一の者に対しては、重複して報酬を支給しない。

(旅費)

第 4 条 管理者等が公務のために旅行したとき又は出務したときは、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、職員の給与・旅費・勤務時間その他の勤務条件及びサービスに関する条例（平成 2 年条例第 7 号）で準用する安芸市職員の旅費に関する条例（昭和 44 年安芸市条例第 13 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 額（円）
管 理 者	（年額） 30,000
副 管 理 者	（年額） 25,000